

令和8年3月家族会次第

1 開催日時

令和8年3月13日（金）15時00分から16時00分

2 場所

三木市大塚 206 - 6

特別養護老人ホームえびすの郷 6階スカイルーム

3 議題

- (1) 令和8年度のえびすの郷での行事
- (2) お食事
- (3) 介護報酬の改定
- (4) 特別養護老人ホームの費用
- (5) 医務室からの報告
- (6) ご入居者への飲食物などの差し入れに係るお願い
- (7) えびすの郷ホームページのリニューアル
- (8) 中期経営計画及び令和8年度事業計画の策定
- (9) その他

家族会における説明要旨について

三木市大塚 206 - 6 特別養護老人ホームえびすの郷
6階スカイルーム 15時00分から16時00分

1 令和8年度のえびすの郷での行事

「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」は、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。しかし、高齢者施設などにおいては、まだまだ注意が必要な状況が続いていましたが、令和7年10月5日（日）に、感染症対策に注意して「えびすの郷まつり」を開催いたしました。令和7年度の行事内容などについてパワーポイントを使用して説明いたします→【施設行事などについてパワーポイントで説明します。】

なお、令和8年度の「えびすの郷まつり」は、感染症対策に留意しながら、次のとおり開催する予定です。詳細が決まりましたら、ご連絡します。

項目	概要
開催日	令和8年10月4日（日）
基本方針	<p>①ご家族様の参加</p> <p>②地域のボランティアグループによる演奏会などによって、楽しんでいただく。</p> <p>③たこ焼き、焼きそばなども提供する。</p> <p>④三木東高校ボランティア同好会などの参加を要請する。</p> <p>⑤地域住民の方の参加を検討する。</p> <p>⑥会場は1階だけでなく、2階や屋外も検討する。</p>
具体的内容	詳細は実行委員会で決定する。

2 お食事

(1) おいしい食事の提供

当施設の強みであるお食事については、毎月1日は赤飯、ユニット毎の行事レクリエーション料理、移動喫茶などを行い、ご入居者様に好評をいただいています。しかし、食材料費や厨房職員の人件費の高騰などにより、クックチル（加熱調理した料理を急速冷却して保存し、提供する際に再加熱する調理システム）などの導入に踏み切る施設も多い中、当施設ではおいしい食事を提供することを第一考え、施設内調理にこだわっています。

(2) 負担増のお願い

しかしながら、給食委託業者から「昨今の食材料費、人件費、水光熱費の著しい高騰により、現在の価格を維持することが極めて困難な状況」となったことから価格改定の申し入れがありました。交渉を重ねてまいりましたが、誠に不本意ながら、4月から価格改定させていただくこととなりました（ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」を交付されている方につきましては、これまでどおり限度額が上限となります。）。

昨年に引き続き、ご負担増となりますこと、大変心苦しい限りではございますが、①食事に関する収支については、赤字となっていること、②多くのご入居者様からは「食事が最大の楽しみなので、さらにおいしい食事を取りたい」などの要望が強いことから、誠に申し訳ありませんが、令和8年4月からご負担増をお願いしたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。

一方、厚生労働省でも、「介護保険負担限度額認定証」の第3段階の方に対し、近年の食材料費の高騰や物価上昇を踏まえ、令和8年8月から、食費・居住費（基準費用額）を引き上げる方針が確定しましたので併せてお知らせします。

項目	概要
食費の負担増 (4月1日から)	<p>○現在：1日 1,750円（朝 350円、昼690円、夜 600円、おやつ 110円）</p> <p>○4月：1日 1,800円（朝 350円、昼740円、夜 600円、おやつ 110円）</p> <p>ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」を交付されている方につきましては、これまでどおり限度額が上限となりますのでご注意ください。</p>

(参考) 図表(食費・居住費の見直し)

(単位：円/日)

	現行		令和8年4月～		令和8年8月～	
	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費
第1段階	880	300 (300)	880	300 (300)	880	300 (300)
第2段階	880	390 (600)	880	390 (600)	880	390 (600)
第3段階①	1,370	650 (1,000)	1,370	650 (1,000)	1,370	680 (1,030)
第3段階②	1,370	1,360 (1,300)	1,370	1,360 (1,300)	1,470	1,420 (1,360)
第4段階	2,066	1,750 (1,750)	2,066	1,800 (1,800)	2,066	1,800 (1,800)

※ () ショートステイの場合

3 介護報酬の改定

本来、介護報酬の改定は3年に一度で、今回は令和9年度からの予定です。しかしながら、令和9年度の報酬改定を待たず、介護従事者などの処遇改善を早急に実施するため、この6月から介護報酬の処遇改善加算が改正されます。

については、食費などの見直しと含め、特別養護老人ホームえびすの郷契約書第8条（利用料金の変更）及び短期入所生活介護契約書第14条（利用料金の変更）に基づき、本日（3月13日）付けで料金表（別表）を送付していますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

【参考】介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の賃金改定に係るもの。1カ月の利用総単位数の合計に16.03%（R8.5月末まで14%）×10.17（地域単位・円）×1割・2割・3割で算出

4 特別養護老人ホームの費用

ご家族様から「月額費用」の質問が多く寄せられますので、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）での費用について、あらためてご説明します。

特養は、地方公共団や社会福祉法人でしか運営できない公的施設ですので、有料老人ホームなどと異なり、入居一時金のような初期費用は無く、月額の利用料のみとなります。月額利用料の内訳としては、①介護サービス費、②食費、③居住費、④日常生活費の4つです。

（1）費用の詳細

① 「介護サービス費」は介護にかかる費用で、国が定める公定価格（介護報酬）です。介護報酬は、要介護度や居室のタイプによって変わります。さらに、人員やサービス内容によって加算される費用があります。近隣にある同種の特養であっても、どの加算を取っているかによって費用が異なります。加算費用が高いほど介護の人員が厚く、サービス内容も充実しているといえます。

② 「食費」はご入居様様が1日3回の食事をするのに必要な金額です。

③ 「居住費」は家賃にあたる費用ですので、居室の種類（従来型多床室、従来型個室、ユニット型個室）によって異なります。

※ 食費・居住費については、市町村から「介護保険負担限度額認定証」を交付されている方は限度額定められています。

④ 「日常生活費」は医療費、理美容費、嗜好品の購入など、ご入居者が施設で生活するにあたって必要となる費用です。ご入居者の心身の状況などによって費用が異なりますが、当施設での平均は1万円から2万円間のご入居者様が多いと思います。また、特養では、おむつ代は施設側で負担いたします。

（2）当施設での費用

当施設はユニット型個室で、日常生活費を除く月額費用の目安は、要介護4の住民税非課税世帯(第3段階②)の場合、12万円程度です(令和7年4月1日現在)。

5 医務室からの報告

(1) 感染症の状況

令和7年4月からの感染症発症について、①新型コロナ感染、②インフルエンザ感染、③その他、いずれも、職員の家族感染であり、ご利用者様に感染者はさせることなく経過いたしました。施設として感染対策を重視し、手洗い・手指消毒・環境清掃・職員個人衛生を徹底し、順守できたことが感染に至らなかったと思われまます。

(2) 健康状態について

今後とも年々ご年齢が上がるにつれ様々な感染症(尿路感染症・誤嚥性肺炎・)などの発生リスクも高くなります。現在施設での平均年齢は90.7歳(全国平均・男性約82.7歳、女性約87.9歳)、平均介護度4.28(全国平均3.95)とかなりリスクが高い状態となっておりますが日常の健康管理をさせていただき、予防と早期発見に努め、早めの受診をさせていただく所存です。

	R7年度(2月末日まで)	R6年度
受診回数	199件	171件
入院者件数	49件(実質35名)	75件

①主な入院に至った疾患：結石(腎臓・胆のう・尿道等)心不全・骨折

②入院回避できた件数：尿路感染18名(うち3名入院)肺炎 7名(うち3名入院)

これらの状況からも早期受診により、入院数が減少したことがわかります。また、お食事が取りにくくなることや、原因は不明ながらも状態が変化するときには看護師の方から、気がかりな時は出来るだけ情報をご連絡させていただきます。

(3) 看取り介護について

昨年看取り指針の見直しをさせていただき、HPにも掲載させていただいております。穏やかに過ごして頂き、「えびすの郷」で今後も「住み慣れた施設で最期まで暮らすということ」にご家族様が望まれるときにはご相談ください。また、こちらからもお声かけさせていただく場合もあります。

【参考】「看取り介護指針」は当施設のホームページからダウンロードで

きます。

えびすの郷ホームページ＞特別養護老人ホーム
＞特別養護老人ホーム（特養）への質問＞Q9
人生最期の段階を迎えるにあたり「看取り介護」
を実施していますか？



（４）健康診断

毎年7月にご利用者様の健康診断をさせていただいています。様々な検査の結果精密検査が必要な場合は、ご連絡し対応させていただきます。

（５）令和7年度のワクチン接種

令和7年度の接種状況は以下のとおりです。副反応、体調不良な方はおられませんでした。令和8年度のインフルエンザワクチン・コロナワクチン接種については、決まり次第ご連絡いたします。例年、11月初旬に行いますので、10月にご案内させていただくことになります。

今後も何かお体について異変がありましたら、ご家族様とご相談させていただきご利用者様の健康管理と、異常の早期発見に努めてまいります。

新型コロナワクチン接種	23名
インフルエンザワクチン	36名

6 ご入居者への飲食物などの差し入れに係るお願い

当施設では、ご入居者の好物などを差し入れたいとのご家族様からのご要望にも極力対応していますが、食中毒防止などの食品衛生上の管理のため、以下のことを守っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、当施設でお預かりする場合（ご入居者が管理するものを含む）については、必ず、ご入居者のお名前及び差し入れるものの名称などを紙（任意）に記入の上、施設職員にお渡しくださるよう併せてお願いいたします。

（１）当施設でお預かり出来ないもの（「差し入れ禁止の飲食物」など）

お預かり出来ないもの	具体例
生もの	刺身、にぎり寿司、生卵など
餅・団子類など、誤嚥（のど詰り）の危険性が高いもの	お餅、安倍川餅、みたらし団子など
自宅で調理した食品	自宅で調理した、お弁当、おにぎり、お寿司、

	惣菜、漬物、ジュースなど
自宅でカットした果物	自宅でカットしたリンゴ、柿、メロンなど
賞味期限の記載がないもの、既開封のものなど	賞味期限が明記されていないもの、既開封のものなど

※ お預かりできるものは、賞味期限内、少量で喉に詰めにくいものに限りです。

(2) 当施設でお預かり可能ですが注意が必要なもの

飲食物など	具体例
ミネラルウォーター・ジュースなどの飲料類	①長期の賞味期限がある、② <u>飲み切れる容量（500ml以下）</u> のものに限りです。
お菓子類	①賞味期限内、②開封後1回で食べきれぬ量で小袋包装されたものに限りです。
果実類	バナナ・みかんなどの「皮つき果物」及び「市販のカットフルーツ」（賞味期限内）に限りです。
医師から食事制限などがある、嚥下状態の悪いご入居者	①糖尿病などで甘い物などに制限がある、②飲み込みが悪く安全に食べられない、③塩分制限がある、④アレルギー反応があるなどを確認し、適切な対応をしてください。 なお、ご入居者の状況によっては、お預かりをお断りさせていただく食品もあります。

※ 賞味期限内であっても食品の状態などによっては廃棄させていただく場合があります。

7 えびすの郷ホームページのリニューアル

令和7年2月3日に、社会福祉法人一陽会（特別養護老人ホームえびすの郷、デイサービスセンターえびすの郷、ショートステイえびすの郷、居宅介護支援事業所えびすの郷）のホームページを全面的にリニューアル致しました。

その後、ご家族の皆様へ、迅速に情報をお届けし、親しんでいただけるホームページを目指して、令和7年6月1日からブログを開設しています。今後とも、ご入居者様の様子、スタッフの日常、お役立ち情報などを定期的にお届けして参ります。皆さまのご期待に沿えるよう、内容の充実を図って参りますので、ぜひチェックしてみてください。



8 中期経営計画及び令和8年度事業計画の策定

令和7年4月に、当法人は、社会福祉を取り巻く環境の変化に適応しながら、今まで以上に良質なサービスを末永く提供するため、改めて法人の基

本理念を見つめ直し、ご入居者様・ご利用者様の方々が安心できる環境を創造する法人運営に取り組んでいます。このため、人口減少・少子高齢化の進展などを踏まえ、当法人の「基本理念」「経営ビジョン」を具体化するため、今後5年間（令和7年度から令和11年度）の具体的な取組みを示した中期経営計画を策定し、安定した法人経営を図っています。

また、令和8年度の特養・ショート、デイ、居宅介護支援事業所の事業計画は、中期経営計画や介護保険法の改正などを踏まえ、3月10日に開催しました理事会で承認をいただいたところです。今後、3月23日の評議委員会に諮る予定です。評議委員会で決定次第、ホームページに掲載しますので、ご確認をお願いします。

【参考】令和8年度特別養護老人ホームえびすの郷及びショートステイえびすの郷事業計画（案）別紙参照

令和8年度 特別養護老人ホームえびすの郷及び ショートステイえびすの郷事業計画（案）

1 基本方針

（1）中期経営計画（2年目）の推進

昨年度に引き続き、中期経営計画の当法人の基本理念や経営ビジョンを実現するための4つ柱（①安定した法人運営を目指します、②質の高いケアの提供を目指します、③人材育成と魅力ある職場づくりを目指します、④地域福祉の推進を目指します）をもとにした推進項目について、それぞれ具体的な取り組み内容を定め、確実に事業運営を実施します。

（2）人権侵害防止の取組みの強化

人権侵害防止に対する意識化及び課題に対する改善策を実践することでサービスの質の向上に努めます。

ア 高齢者虐待防止委員会の強化

高齢者虐待防止委員会を毎月開催し、高齢者虐待などの人権侵害防止に対する取り組みを強化します。

イ 職員研修の実施

高齢者虐待防止委員会が中心となり高齢者虐待及び身体的拘束などの人権侵害防止のための研修を企画し年2回開催します。

ウ 定期的な職員への面談

定期的な職員への面談やストレスチェックを実施することで、職員の悩みやストレスの軽減を図ります。

2 中期経営計画の4つの柱

（1）安定した法人運営（目標稼働率）

ア 稼働率

令和8年度の稼働率は中期経営計画に基づき、特養（定員60人）、空所利用ショート、ショート専用居室（定員20人）の特養＋ショート合計（定員80人）：78.5人（稼働率98.1%）を目標とします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (1月末)	令和8年度
特養＋ショート 合計（定員80人）	75.4人 (94.3%)	73.5人 (91.9%)	76.9人 (96.1%)	78.5人 (98.1%)

イ 稼働率確保方策

項目	説明
新規入居申込	a 医療機関、居宅介護新事業所等へ積極的に PR 活動を行い

み者の確保と次期入所者のタイムリーな調整	ます。
	b えびすの郷の強みなどを伝え、関係性を構築し、入居希望者の紹介を依頼します。
	c 近隣の医療機関、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターだけでなく、三木市、神戸市西区、明石市など、広域的に活動を行います。
	d 入居待機者管理台帳中、優先順位の高い待機者の面談を行い、急な退所者が発生した際にもタイムリーに次期入居者の調整が行えるように努めます。
	e ホームページを定期更新し、常に新しい情報の見える化を図ります。
	f 新規入居申込み者の台帳への登録を翌月の 10 日までに行い、入居申込み者全員の状態確認を年 1 回以上行い、入所待機者管理台帳の更新を行います。
入院者の減少	a 誤嚥性肺炎予防のため、食事介助技術及び口腔ケア技術の向上を図ります。
	b 尿路感染症予防のため、排泄介護技術の向上と排泄ケアを図ります。
	c 看護職員・介護職員連携のもと、嘱託医師に繋げ、早期発見・早期治療を実践します。
空床ショートステイの効果的な活用	a 空床ショートステイを有効活用することで、入居者の入院時に発生するの空きベッドを減少させます。
	b 協力病院・居宅介護支援事業所などとの情報交換を定期的に行います。

(2) 質の高いケアの提供

項目	説明
認知症介護実践者研修及びリーダー研修	現在、認知症介護実践者研修修了者 4 名（特養 3 名、デイ 2 名）、ユニットリーダー研修修了者 7 名（令和 8 年 3 月末現在）ですが、さらに令和 8 年度においては、法人全体で実践者研修 3 名

修了者の確保	(特養2名、デイ1名)を受講させます。
認知症チームケアの推進	認知症であるご入居者様の尊厳を保持した適切な介護を日頃から提供し、BPSDの予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを実践するため、認知症介護実践リーダー研修及び認知症チームケア推進研修への受講を進めます。
ユニットリーダー会議	質の向上を目指してユニットリーダー会議を毎月行います。
サービスの標準化の徹底	サービスの標準化を図るため、①ユニットリーダーを中心に各種マニュアルの見直しを行い、必要に応じてマニュアルを更新します、②ユニットリーダー会議でマニュアルを共有化し、ユニット会議で介護職員にマニュアルの周知徹底を図ります、③介護係長が中心となって、ユニットリーダー会議でマニュアルに沿ったサービスが提供されているかどうかを検証し、マニュアルに基づくサービス提供の徹底を図ります。
接遇の向上	丁寧語による言葉かけを徹底します。サービス向上委員会で言葉かけやあいさつの実施状況を検証し、課題点については当該委員会などにおいて、改善策の検討及び改善策の周知徹底を図ります。
介護事故に対する安全管理体制の強化	入居者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者(介護係長)を選任し、事故防止委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のため、リスクマネジメントに関する項目をもうけて調査検討し、リスクの分析・評価・対応を図ります。
苦情への迅速な対応と苦情の予防	入居者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受付、担当者を配置し、苦情解決責任者・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、委員会が中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図ります。 a 苦情に対する対応は、苦情発生状況、経過を確認し関係者への苦情相談対応マニュアルに沿った初期対応を確実にを行います。 b 家族会などを通じてご入居者及びそのご家族との意見交換で吸い上げられた要望などを施設サービスに反映させ、苦情の予防に努めます。
介護ソフト福祉見聞録シス	a 日々の記録の重要性について幹部会・ユニットリーダー会議を活用して理解を深めます。

テムの効果的活用	<p>b 介護ソフト福祉見聞録システムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図ります。</p> <p>c 介護ソフト福祉見聞録システムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図ります。</p>								
感染症対策の推進	<p>新型コロナ感染が令和5年5月8日から「5類感染症」となりましたが、全国的に高齢者施設では集団感染が発生するなどの状況が継続しています。このため、感染症マニュアルに基づき、ポストコロナに適合した感染症対策を実施しつつ生活レベルを上げる取り組みを実施します。</p>								
褥瘡の発生予防	<p>入居者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、モニタリング指標を用いて、施設入居時及び3か月に1回評価を行うとともに、多職種協働で褥瘡ケア計画を作成し、その計画に基づき褥瘡管理を実施します。</p>								
看取り介護の推進	<p>人として尊厳を保って最期を迎えられるよう、各部門が協働し、その人らしい最期を迎えられるよう看取り介護を推進します。特に、令和7年に更新した「看取り介護指針」に基づき、これまで以上にその時その時の状態に応じた介護・看護を見極めながら個々に応じた支援を充実します。</p>								
喜ばれる食事サービスの提供	<p>喜ばれる食事提供を行うため、課題分析、サービス内容の検討を進め、より良い食事を提供します。</p>								
オムツ外しの推進	<p>QOL（生活の質）向上を目的とし、残存機能の活用や排泄パターンの把握を通じて、可能な限り自然な排泄を目指すオムツ外しを進めます。</p>								
医療ケア体制の構築	<p>長期的に安定した医療ケアが提供できるよう、嘱託医や服部病院などとの協力医療機関との連携を強化します。</p>								
	<p>ご入居者様の将来的な吸痰ニーズに対応できるよう、介護職員に対し喀痰吸引研修を受講させ、実施体制の構築を目指します。</p>								
行事など	<p>ご入居者が主体的に参加できるよう生活における楽しみづくり、生き甲斐づくりを支援するため、施設行事として10月4日（日）に「えびすの郷祭り」を開催するほか、各ユニット（フロア）においてそれぞれの特性にあった行事を検討し開催します。</p> <p>【主な行事】</p> <table border="1" data-bbox="544 1995 1369 2040"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>行事名</th> <th>月</th> <th>行事名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	月	行事名	月	行事名				
月	行事名	月	行事名						

4月	花見	10月	えびすの郷祭り、秋祭り
5月	端午の節句、母の日	11月	ハロウィン
6月	父の日	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	新年祝賀会
8月	流しそうめんまつり	2月	節分会
9月	敬老祝賀会	3月	ひな祭り

(3) 人材育成と魅力ある職場づくり

ア 目標管理・効果的な研修の実施

職員教育を目的とした人材育成計画に基づき、職員自身が目標を設定し目標を達成する過程を管理する目標管理制度及び新人職員研修（チューター制）を着実に実施するとともに、フォローアップ研修（2年目）の内容を見直し、効果的な研修を行います。特に、新任職員に対して、新任職員研修やチューター制を活用し、基本理念・介護倫理の理解、介護の専門的な技術向上に取り組みます。また、ユニットリーダー会議などを通じて、外国人介護職員の出身国の文化を理解し、円滑なコミュニケーションが図れる環境整備に務めます。

イ ICT・新技術の導入検討、役割分担の明確化

生産性向上委員会において、現場における課題を抽出・分析し、①業務プロセスの見直し（5S活動、業務の見える化）、②ICT・新技術の導入検討、③役割分担の明確化を行い、業務改善を組織的かつ継続的に推進します。

(4) 地域福祉の推進

地域交流など	福祉情報の発信、ほっとかへんネットみき、民生・児童委員などとの連携を図り、地域福祉の推進を図るとともに、トライやる・ウィーク、高校生の見学（講師派遣）、ボランティアの受け入れなどを積極的に行います。
共同事業	えびすの郷祭りにおいて、近隣の住民も参加出来るよう調整し、開催します。

【参考】

ご家族様 } 各位
ご利用者様 }

令和8年3月13日

社会福祉法人一陽会・えびすの郷施設長

食費などの値上げについて（お願い）

拝啓 日を追うごとに春も深まり、心華やぐ季節となりました。皆様ご健勝のことと存じます。えびすの郷の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝いたします。

さて、当施設が委託しています給食業者から「昨今の食材料費、人件費、水光熱費の著しい高騰により、現在の価格を維持することが極めて困難な状況」となったことから価格改定の申し入れがありました。交渉を重ねてまいりましたが、誠に不本意ながら、4月から価格改定させていただくこととなりました（ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」を交付されている方につきましては、これまでどおり限度額が上限となります。）

一方、厚生労働省では、近年の食材料費の高騰や物価上昇を踏まえ、令和8年8月から、「介護保険負担限度額認定証」の第3段階の方に対し、食費・居住費（基準費用額）を引き上げる方針が確定しましたので併せてお知らせします。

ご負担増となりますこと、大変心苦しい限りではございますが、今後ともおいしい食事の提供と品質維持に努めてまいりますので、何卒諸事情をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 概要

(1) 食費

ア 食材料費などの値上がりにより委託業者への支払い上昇により、第4段階の方について、4月1日から50円/日を値上げします。

ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」を交付されている方につきましては、限度額が上限となります。

現行 1日1,750円（朝350円、昼690円、夜600円、おやつ110円）

4月から 1日1,800円（朝350円、昼740円、夜600円、おやつ110円）

イ 厚生労働省の補足給付の見直しにより、8月1日から以下の額となります。

・第3段階① 650（1,000）円/日→ 680（1,030）円/日、

・第3段階② 1,360（1,300）円/日→ 1,420（1,360）円/日となります。

※（ ）ショートステイの場合

(2) 居住費

厚生労働省の補足給付の見直しにより、8月1日から第3段階② 1,370円/日→ 1,470円/日となります。

2 図表（食費・居住費の見直し）

（単位：円/日）

	現行		令和8年4月～		令和8年8月～	
	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費
第1段階	880	300 (300)	880	300 (300)	880	300 (300)
第2段階	880	390 (600)	880	390 (600)	880	390 (600)
第3段階①	1,370	650 (1,000)	1,370	650 (1,000)	1,370	680 (1,030)
第3段階②	1,370	1,360 (1,300)	1,370	1,360 (1,300)	1,470	1,420 (1,360)
第4段階	2,066	1,750 (1,750)	2,066	1,800 (1,800)	2,066	1,800 (1,800)

※（ ）ショートステイの場合

令和7年8月15日

ご家族様各位

特別養護老人ホーム えびすの郷施設長

ご面会時間について（お知らせ）

令和7年5月12日から、標記時間を以下のとおり拡大していますので、再度、お知らせします。「日曜日のご面会」につきましては、混雑しますので、できるだけ平日のご利用をお願いします。

また、**面会時間内でのご面会は、マスク着用のうえ、インターフォーンを鳴らさずに、直接お入りください。**入館後、手洗い、検温、受付の上、ご面会をお願いします。

なお、兵庫県の8月7日の発表によりますと、県内の7月28日から8月3日までの**新型コロナウイルス感染症の患者数は先週と比べ1.4倍に増加し、社会福祉施設などでは4件の集団発生が確認されています。**令和5年5月、新型コロナは感染症分類「2類」から風邪やインフルエンザと同じ「5類」（危険度はさほど高くないが発生状況を把握したい感染症）に分類されましたが、**要介護高齢者が、罹患すると重症化などのリスクが高いため、引き続き感染症対策について、ご理解とご協力を併せてお願いします。**

面会可能人数	3名まで	
面会可能日時 (予約必要なし)	平日・土曜・祝日	10:00～11:30、14:00～17:00の間随時
	日曜	14:00～16:00の間随時
面会時間	20分まで	
面会可能回数	週3回程度	
面会方法	<p>① 体調不良時は面会を控える。面会時間内でのご面会は、不織布のマスク着用のうえ、<u>インターフォーンを鳴らさずに、直接お入りください。</u></p> <p>② <u>丁寧な手洗いと十分な手指消毒を行い、体温を測り異常がないかを確認ください。</u></p> <p>③ 面会簿に面会者の名前等を記入し、面会簿入れの箱に入れてお部屋にお上がりください。</p> <p>④ 面会中も必ず<u>不織布のマスクを着用してください。</u></p> <p>⑤ <u>ご入居者様との飲食については「ご入居者様と一緒に飲食する場合の注意事項について」を順守の上、お願いします。</u></p> <p>⑥ 時間になりましたら各自お帰りください。</p>	
その他	上記の事項を守れない方は、次回から面会を1階ホールでの面会に変更させていただくこともありますので、ご注意ください。	

【問い合わせ先】 〒673-0413 三木市大塚206-6
特別養護老人ホームえびすの郷 電話 0794-82-0300



【裏面】

令和7年2月1日

ご家族様 各位

特別養護老人ホームえびすの郷施設長

ご入居様と一緒に飲食する場合の注意事項について

新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止していましたが、面会時にご入居様と一緒にご飲食することにつきましては、令和7年2月1日から再開いたしますので、下記にご留意のうえ、ご飲食していただきますようお願いいたします。

記

【ご入居様と一緒に飲食する場合の注意事項】

1	<u>ご家族様と同席のもと飲食する場合は、ご家族様の責任において、むせや誤嚥などがないよう、十分注意してご飲食ください。</u>
2	不適切な調理方法や調理後の温度変化により傷んだお弁当などを持参される事例も散見されますので、 <u>調理方法、保管などには細心の注意を払ってください。</u>
3	食中毒や誤嚥（のど詰り）の <u>危険性が高い飲食物は避けてください。</u>
4	その場で食べきれぬ量で、必ず指定された場所（居室など）においてお召し上がりください。 <u>残った飲食物などは、必ずご家族様がお持ち帰りください。居室に置いたままや他のご入居者に差し上げないでください（治療のため食事制限のあるご入居者が多数おられます。）。</u>
5	<u>ご本人（ご入居者）の健康状態や、飲み込みの状態によって、飲食物などの差し入れ（持ち込み）をお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。</u>
6	召し上がった飲食物の内容を事務所にある「 専用用紙 」に記入し、 <u>フロアの職員にお渡しください（フロア職員不在の場合は、事務所に提出ください。）。</u>

まほろばパン

移動販売のご案内

販売日

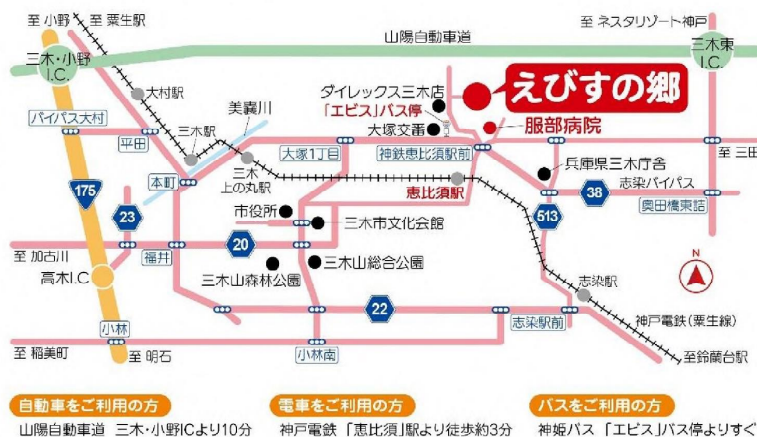
毎週・火曜日

15:30~15:45

(交通事情により、販売時間は多少前後します。)

場所

えびすの郷 駐車場



是非!
お立ち寄り
ください!

「一日最大4000個売れた」
まほろばのクリームパンを
はじめ、たくさんの朝焼き
パンをお届けします!



※交通事情により到着、停車時間が若干変わることがございます。
ご了承下さいますようお願い申し上げます。
勝手ながら、祝日・年末年始・夏季休暇はお休みを頂いております。